

台北第一師範学校附属公学校訓導宋登才の 日記及び論文に関する考察

—国語と修身をめぐる教育観の差を中心に—

日下部 龍 太

I. はじめに

台湾は、日清戦争後の下関条約の規定に基づき、1895年から1945年まで日本の植民地下にあった。1898年からは、公学校令などの各種法令をその根拠として、台湾全土に画一的な初等普通教育機関である公学校が増加していく。公学校は、同時期の日本（いわゆる内地）に多数存在した尋常小学校の台湾（漢人）版といえる学校であった。

本論文は、台湾総督府台北第一師範学校附属公学校の訓導（常勤教師）である宋登才の日記（1927年1月1日 - 1929年8月19日）の記述と宋が教育雑誌に公表した論文の内容を比較し、国語と修身をめぐる宋の教育観の差を明らかにするものである。植民地支配下の台湾総督府が設置した師範学校附属公学校の台湾教師は一定の影響力を持ったであろうが、教育雑誌への論文掲載には日本人の審査を経ねばならず、日本人に多少なりとも寄り添った意見を論文で述べねばならなくなる。対して、公表を目的としない日記には比較的自由的な記載を確認できた。本研究は、同一教師の「公表を目的としない私的な記録物である日記」と「公表を目的とした論文」の比較が可能な管見唯一の事例である。なお、本日記は筆者が台北市の古書店で購入した筆者所蔵資料であり、先行研究が存在しない未開拓の研究である。

1. 先行研究

宋登才に言及した先行研究としては、管見の限り日本語で2編の論文⁽¹⁾、中国語で4編の論文⁽²⁾を確認できる。しかし、これらの中で公学校教師である宋を中心に論じたものは筆者の中国語の1編の論文のみであり、残りの5編の論文（日本語2編、中国語3編）は宋の主著である『国語講習所教育の実際』（台北第一師範学校附属公学校内光昭会出版部、1936年5月）、すなわち国語講習所を中心に述べたものである。また、筆者の先行研究も宋の日記研究という公表を目的としない日記の分析がその紙幅のほとんどを占めており、『台湾教育』や『第一教育』など公表を目的とした論文の分析との比較が不十分であった。そのため、本論文においては、宋の日記及び論文を比較することで、日本統治下台湾における公学校教師の公表された教育観と公表されなかった教育観について分析したい。

2. 研究手法

宋登才の教育観に関する日記と論文について分析を行うため、本論文では以下の第Ⅱ章で宋登才の背景及び台北第一師範学校について述べたい。また、第Ⅲ章においては本論文の中心である日本統治下台湾における公学校教師の日記と論文について比較分析したい。その上で、第Ⅳ章において総括を行いたい。本論文の結論を先取りすれば、日記に記された教育観と公表された論文の内容には、宋と台湾総督府の教育の目的の乖離を確認することができた。以下、宋の日記と論文を比較分析することで、その乖離を明らかにしたい。なお、第Ⅴ章及び「別添」として宋登才の調査方法及び著作物一覧を示した。

Ⅱ. 宋登才の背景及び台北第一師範学校について

1. 宋登才の背景について

宋登才は、1907年に日本統治下台湾の台北で誕生し、1926年（19歳）に台湾総督府台北師範学校本科を卒業、台北市大橋公学校の教師を経て、1928年（21歳）から1938年（31歳）まで台湾総督府台北第一師範学校附属公学校⁽³⁾の教師を勤めた人物である。宋の両親は漢人であり、宋の母語も台湾語（中国福建省の閩南語に類似した言語）である⁽⁴⁾。宋は、すべて日本語による膨大な自筆の日記と「別添」に示した多数の論文・著書を残している。

宋は、1938年までに4回ほど東京を訪問している⁽⁵⁾。台湾から日本への移動手段が船と電車の乗り継ぎが中心であった時代に4回も東京を訪問できるのは、よほどの裕福な家庭か公費により派遣される優秀・有能な者のみである。宋は、日記の中で「月給日」は「借金取りが来る日」と述べているように（1927.5.21の日記）、決して裕福な生活を送っていたわけではなかったようである。実際、借金や経済苦の話は日記の中で度々確認できる（例えば、1928.10.22や12.21など多数）。すなわち、宋は優秀・有能な者に分類される。宋は、日本をその目で複数回にわたって実際に見た教師であり、日本を直接経験していたことを本論文の前提として示したい。

日本統治下台湾において、日本人（いわゆる内地人）の児童は小学校に通うので、公学校の児童は基本的にすべて漢人であった。台北第一師範学校附属公学校の児童もすべて漢人である。しかし、附属公学校には、児童以外に師範学校の実習生という学生もいた。宋が所属した附属公学校の母体である台北第一師範学校（現在の台北市立教育大学）は、別途存在した台北第二師範学校（現在の国立台北教育大学）と異なり、事実上日本人しか入学できない日本人専用の師範学校であり⁽⁶⁾、宋が担当した師範学校からの教育実習生もほとんどすべてが日本人であった。実際、「2年は7人で全員日本人」（1928.11.5）などのように台北第一師範学校からの実習生が全員日本人であったという日記の記載も確認できる。宋は、日本統治下台湾の歴史において、日本人に対して日本語で国語（日本語）教育を指導した台湾教師という稀有な存在であった。

宋は、この名門公学校で1928年の創立から日中戦争開始頃までの十年間、唯一継続して勤務した漢人教師として台湾の教育界にも一定の影響を与えていた。宋登才と面識のある同校卒業生の陳雲氏

（日本名田川久家子，1943年3月卒業）によれば、「教師は皆誠実かつ厳格であり，学生指導も当然規律を重んじた授業が講じられていた」ということである。

2. 台北第一師範学校附属公学校について

台北第一師範学校附属公学校は，各学年1クラス，教師が8人，児童が291人の小規模校であるが⁽⁷⁾，台湾において人気の高い名門公学校であった⁽⁸⁾。宋は，附属公学校教育の目標として「少なくともここを出た生徒は小学校⁽⁹⁾と同様の力をもたしめたい」（1928.5.15）と述べており，一方で学校の特徴として「附属には苦力⁽¹⁰⁾の子は入れられない「ブルジョア的な学校」（1928.7.13）と表現している。一般的に小学校では難易度の高い文部省が発行した国語教科書，公学校では難易度の低い台湾総督府が発行した国語教科書が使用されていたが，宋は両教科書を併用して学習させていたようである⁽¹¹⁾。これは台湾総督府の教科書にこだわらない指導が可能な学校であり，それに対応できる能力を持った教師と児童がいたということでもある。

また，宋は一般的な公立公学校である大橋公学校から台北第一師範学校附属公学校への転任後に大幅に給与が増加している。具体的には，「昨年（筆者注：大橋公学校時代の1927年）の四十九円」であった「ボーナス」が，「今年（筆者注：台北第一師範学校附属公学校時代の1928年）は八十円」になったという記載を確認できる（1928.12.15）。師範学校卒の教員初任給が「四十六円」（1927.10.21）の時代に一年で31円の昇給は，驚異的な昇給のペースである。給与が大幅に上昇した理由は定かでないが，恐らくは宋がある種の特別待遇を得ることができたことに起因するのであろう。一般的に日本人教師の給与は台湾人教師よりも6割加棒されており⁽¹²⁾，49円の6割加棒（49円×1.6＝78.4円）に一年分の昇給を加えれば約80円になる。しかし，「台湾植民地は三十年以上も経つたじやないか。それなのに加棒とは非道い」（1929.7.19）などのように宋の日記には度々日本人への加棒批判を確認できる。宋は他の台湾人教師よりも「ボーナス」で非常に恵まれていたと考えられるが，「月収」においては他の台湾人教師と同等の給与水準であったようである⁽¹³⁾。台北第一師範学校附属公学校は，「ボーナス」のみではあるが，教師に6割もの加棒がなされる特別待遇の学校であった。

Ⅲ. 日本統治下台湾における公学校教師の教育観

1. 国語の重要性

結論から先に述べれば，日記と論文の記載に大きな矛盾を確認することはできなかった。論文で述べられていることは，日記に記されていることと概ね合致している。宋登才の論文の多くは国語（日本語）指導についてであるが，宋は自身の日記の中でも常に国語の重要性を指摘している。例えば，「国語は国語を以てすべし」という総督府の教育是が「真理」でないと述べた上で，「『すべては国語で教育すべし』と根強く言いたい」と国語教育の提案をしている。宋の提案する国語教育は，「入学当初から」国語科以外の「算術とか訓練とか修身とか」も「すべて国語で教育すべし」という主張である（1928.3.13）。言い換えるならば，宋の国語教育観は，総督府の教育方針以上にさらに徹底して

いた。「国語は国語を以てすべし」を不十分として、「すべては国語で教育すべし」を「真理」とした主張は、宋の論文からも確認できる。しかし、宋はこの論文において「『公一は入学当初よりすべてを国語で教育すべし。』と力強く言つて見たい」とあくまで台北第一師範学校附属公学校の児童にその対象を限定している⁽¹⁴⁾。なお、前掲のこの宋の論文は『台湾教育』において二等当選を得た懸賞論文であり、このことは宋の主張が日本人主導の台湾教育界においても高い評価を得ていたことを意味している。その他、「一語でも余計彼らの耳に国語のうるはしき韻を聞かせたいのが私の今後とるべき方法の最初である」(1927.5.31)などのように実用性を抜きにした究極的な国語教育観まで述べている。論文以外に日記においても極論を述べていることから、宋が心底国語の重要性を認識し、児童に徹底させたいと考えていたことを断定できる。

2. 修身の軽視

しかし、宋の教育観は総督府の教育方針と完全には合致しない。1922年施行の第二次台湾教育令の第4条では、公学校教育の目的が「国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコト」と規定されている。しかし、宋の教育観に着目すると後者の「国語ヲ習得セシムルコト」は重視されているが、前者の「国民タルノ性格ヲ涵養」することが重視されているとは到底考えにくい。管見の限り、宋は25(26)編の単著を執筆したが、その中では「天皇陛下」、「愛国心」、「教育勅語」に関する記載を確認できないのである。

すなわち、確かに日記と論文に書かれた内容に矛盾はほとんど見当たらないが、前述の通り、宋の論文のテーマの多くは国語についてである。宋は、国語の重要性に関しては疑っていないが、論文で述べられていない修身については軽視の姿勢が強く見受けられるのである。具体事例を挙げれば、修身の授業においては「法律に接触しない範囲に於て話方及読方としてその大半を使った。それでよいと思ふ」(1927.3.21)と述べている。つまり、宋は修身の授業も国語の授業の一部のようなものであると位置づけているのである。教育勅語を扱い、筆頭科目とされた修身であるが、宋にとっては「法律に接触しない範囲」で教えれば「それでよい」という半ば義務感から教授を行った科目に過ぎなかったであろう。

3. 宋登才の自由奔放な日記記載

宋の日記をさらに読み進めると、例えば「乃木祭」に関して「偉い人だが社会は変化してしまった」(1928.9.13)と過去のことでありと切り捨てている。乃木希典は第3代台湾総督(任期:1896年10月14日-1898年2月26日)であり、当時使用されていた国語教科書に2度も登場する偉人とされた人物である⁽¹⁵⁾。さらには、台北第一師範学校附属公学校への巡視を突然キャンセルした川村総督に対して「お上といふものは正直でなけりゃいけない」(1929.6.27)と明確に不満を示している。実際、台湾総督府と台北第一師範学校附属公学校は道路斜め向かい同士(約100メートル)であり、諸事情を把握していない現場教師からすれば巡視の突然のキャンセルは理解し難いであろう。このように宋

の教育観は、権威に躍らされることなく、実益に結びつくかどうかで判断されていたようである。ただ、台北第一師範学校附属公学校に転任後も「後任が決まるまで良心で大橋にも行く」（1928.5.7）と述べているように、実益とは言っても児童の利益が中心であり、自己利益の追求を目的とした教師でもなかったようである。

一方、「第二師範の子供はバカ」であり、「附属かと疑う」（1928.5.15）という強い口調の批判も日記からは確認できる。その他、「附属の訓導といふことを鼻にかけていばっている人がいるが、実態は大したことはない」（1928.11.17）などのように冷静に物事を分析する能力を併せ持っていたようである。これらに加えて、注目に値するのは女子師範学校からの教育実習生に対する宋の評価である。宋は、女子の教育実習生が好きになれなかったようであり、「女の教生は男教生のやうに努めようともしない。そしてひねくれてゐる。困ったものだ」（1929.2.2）と述べている。さらには、「将来の女教師も考へ物」（1929.2.5）であるとまで述べている。

また、宋登才の日記には、教師生活への不満も確認できる。具体的には、「私は台湾に於ける小官吏生活にあきた」（1928.9.9）と嫌気を吐露している。宋にとって台北第一師範学校附属公学校の教師は、「小官吏生活」と感じる一面があったのであろう。宋は、日記の中で何度も「社会教育者（社会教育家）：ママ」を目指していると述べている（1928.9.9）。例えば、「私の将来はどうしても社会教育者として立たねばならぬ。私は台湾を担ふものは社会運動家ではなくて真摯なる社会教育家でなければならぬことを持論にする」（1928.9.14）と述べている。これは、当時台湾で活発に活動していた台湾文化協会や台湾民衆党などの「社会運動家」を否定した上で、総督府が認可した「社会教育家」を肯定した論である。宋は、総督府が出世街道として整備した「社会教育者（社会教育家）」に台湾の未来を切り開く術を見出したのである。後の行動から見ても、宋は公学校教師の枠に留まらない教育活動を試みたようである⁽¹⁶⁾。

4. 小括

宋は、自身を含めた全方向への批判ができる人物であり、高い理想も持ち合わせた人物であった。日記と論文に書かれたことには、大きな矛盾が存在しない。しかし、日記には書かれ、論文では書かれなかった（または、書けなかった）ことの分析からは、国語の重要性を疑っていなかったという指摘、及び国語の対を成す修身の形骸化などが指摘できた。宋は、児童の実益になるかどうかという基準を重視した教育観を持った人物であったのであろう。ただ、自分自身の実益を重視するような教師でもなかったようである。

IV. おわりに

宋登才は、功利主義的な性格を強く持っていたと総括できる。具体的には、国語使用を入学当初から実践させるなど児童の国語力に関して非常に強く注意を払っていたようである。宋の国語教育に対する徹底的な支持は論文だけではなく、日記の中でも確認でき、『台湾教育』の懸賞論文で二等を獲

得するなど日本人からも高い評価を得ている。

一方で、宋の論文では言及されなかった修身に関しては、宋がその教育を重視をしていたとは考えにくい。宋は、修身を国語の一部程度としか考えていなかったのであろう。宋にとっては、実益につながる国語教育が何よりも大切であり、修身の重要性はあまり理解できなかったのかもしれない。それは、宋が台湾出身であったことにももちろん起因していよう。そもそも日本語で授業を行い、日本語で日記を記している宋自身が日本語の恩恵を受けた典型的な人物であった。

その他、国語の重視と修身の軽視を指摘できる。自身の主張と日本人の主張が合致する国語教育の論文は広く刊行物として世に提示し、合致しない修身の論文は世に提示していない。一方で、日記の中では宋の修身教育論が確認できる。宋の教育観の中心には、功利主義的な物事の考え方があったのであろう。宋自身がそうであったように、日本語が児童の地位向上に有効な手段であることは、善悪の判断を抜きに疑いのない事実であったのである。

今後の課題としては、宋の教育観に関する研究精度をさらに高めることが求められる。具体的には、宋の台北第一師範学校附属公学校の教え子への聞き取り調査が想定できる。実際、筆者は同校卒業生の陳雲氏に聞き取り調査を依頼したが、陳氏の同級生や先輩などさらにその分析範囲を広めていくことで研究をより確固たるものとしていきたい。陳氏によれば、陳氏の同級生に宋登才の姪にあたる人物がいるとのことであり、宋の親戚への聞き取りなども含めて研究の可能性を探っていきたい。

V. 宋登才の著作物に関する調査方法

最後に、宋登才の著作物の所在について示す。「別添」に記した宋の著作物の多くは、台湾の新北市永和区にある国立台湾図書館台湾学研究中心のデジタルアーカイブ「日治時期期刊全文影像系統」で閲覧が可能である⁽¹⁷⁾。しかし、本デジタルアーカイブのサービスは、図書館内でのみ閲覧が可能であり、日本からは資料検索以外の機能が利用不可能である。日本で閲覧を希望する場合は、東京六本木にある日台交流センターにおいて『台湾教育』のマイクロフィルムを利用するという方法があり⁽¹⁸⁾、『第一教育』の一部に関しても日治時代台湾小公学校美術教科書数位典藏収集計画のデジタルアーカイブから閲覧が可能である⁽¹⁹⁾。しかし、以下に記したすべての論文を確認したいという場合は、基本的に国立台湾図書館で調査を行うしかない。本図書館は、デジタルアーカイブが利用できることに加えて『台湾教育』の復刻版も置かれている。ただし、「別添」で紹介した宋の論文等は、管見の資料に過ぎず、その他にも宋登才の資料や日記が存在する可能性はある⁽²⁰⁾。

末筆ではあるが、本研究にご協力いただいた台北第一師範学校附属公学校卒業生陳雲氏にお礼を申し上げることで、本論文の結びとさせていただきます。

本研究は日本学術振興会（研究課題番号 12J04959）の助成で行われたものである。

- 注(1) ①陳虹虹「日本統治下台湾における国語講習所用国語教科書の研究」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第54集第2号, 2006年, 63-89頁。②都通憲三朗『植民地期台湾における日本語教育の展開～中期を中心に～』別府大学文学研究科, 2005年。論文ではないが, その他に日下部龍太「日本統治下台湾の公学校教師宋登才の教育観および教学」臺灣教育史研究會編『臺灣教育史研究會通訊』NO. 79, 2013年2月, 13-21頁, もある。
- (2) ①日下部龍太「校史人物事蹟の啓示：日治時期公学校教師宋登才の教育観與教學」, 國立臺北教育大學編『國民教育』第53卷第2期, 2012年12月, 57-63頁。②林晉輝『台湾語言教育發展之研究—以日治時期為中心』國立彰化師範大學(碩士論文), 2005年。③吳欣陽『臺灣近代型國家語言法令之形成與演變』國立台灣大學法律學研究所(碩士論文), 2004年。④曾素秋『日治時期台灣國家認同教育之探討』國立台灣師範大學教育研究所(博士論文), 2003年。
- (3) 台北第一師範学校附属公学校は, 戦後に台湾省国語推行委員会附設実験小学と合併し, 現在は台北市国語実験国民小学になっている。台北第一師範学校附属公学校卒業生陳雲氏(日本名田川久家子, 1943年3月卒業)談。
- (4) 宋登才「児童家庭との握手」『第一教育』(台湾子供世界社, 第10巻第10号, 1931年11月5日, 44頁)には, 宋が家庭訪問で台湾語を使用する様子が紹介されている。
- (5) 宋登才「帝都雜観」『台湾婦人界』台湾婦人社, 第5巻8期, 1938年8月1日, 36頁。
- (6) 全384人の台北第一師範学校の学生の中で, 台湾人学生は1人のみである(昭和十五年度『台湾の学校教育』台湾総督府文教局, 1941年, 25頁)。
- (7) 昭和十五年度版『台湾の学校教育』台湾総督府文教局, 1941年, 26-27頁。
- (8) 台北第一師範学校附属公学校卒業生陳雲氏談。陳雲氏は四人姉妹の三番目であり, 二人の姉と陳雲氏は口頭試験による入学試験に合格したが, 妹は残念ながら不合格であったとのことである。
- (9) 台湾におけるいわゆる内地人児童用の尋常小学校は小学校と呼ばれた。
- (10) ターリー。荷物運搬などを担った単純作業の契約労働者。
- (11) 宋登才「日記指導の実際」, 台湾教育会編『台湾教育』第385号, 1934年8月1日, 51頁。
- (12) 岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社, 2008年, 180-190頁。
- (13) 台湾総督府編纂『台湾総督府及所属官属職員録』の1928-1937年度版には, 宋登才及び他教員(日本人・台湾人)の給料一覧が掲載されている。
- (14) 宋登才「公一の教師用語に就いて(二等當選)」『台湾教育』台湾教育会, 第311号, 1928年7月1日, 69頁。
- (15) 「乃木大将」『公学校用国語読本』巻11第22課, 台湾総督府, 1926年。「水師營の会見」『公学校用国語読本』巻11第23課, 台湾総督府, 1926年。
- (16) 管見の限り, 宋は1938年の台北第一師範学校附属公学校訓導を離職した後に軍事調査班の一員として中国大陸の広東に渡り, 現地における教育の可能性を探っていたようである。出典:「関東教育工作の先決問題」『台湾教育』台湾教育会, 第444号, 1939年7月1日, 43-47頁。
- (17) 「国立台湾図書館 台湾学研究中心」<http://www.ntl.edu.tw/mp.asp?mp=5> (2013年7月1日閲覧)。
- (18) 「日台交流センター センター図書室」http://www.koryu.or.jp/center/ez3_contents.nsf/08 (2013年7月1日閲覧)。
- (19) 「日治時代台湾小公学校美術教科書数位典藏収集計画」<http://taiwan-arts.ntue.edu.tw/DCWeb/index.php> (2013年7月1日閲覧)。
- (20) 宋は自身の論文の中で「師範に入つたばかりの頃(1921年4月か?)」から日記を「こゝ(1934年8月現在)に十有五年, 一日もかゝさずつけて来た」と述べており, 筆者所蔵(1927年1月1日-1929年8月19日)以外の宋の日記が今後発見される可能性もある(宋登才「日記指導の実際」, 『台湾教育』台湾教育会, 第385号, 1934年8月1日, 54-55頁参照)。また, 1928年5月7日の宋の日記にも「過去数年北師在学中の日記その他を見る」という記載を確認できる。

【別添. 宋登才の著作物一覧】

1. 『台湾教育』（台湾教育会編）に掲載された宋登才の全 16（17）論文

「公一の教師用語に就いて（二等当選）」第 311 号，1928 年 7 月 1 日。

「公学校児童語彙調査の試み」第 327 号，1929 年 10 月 1 日。

「公学校低学年に於ける教室設備の実際（二等入選）」第 332 号，1930 年 3 月 1 日。

「真の教育を玉川塾に訪ねて」第 351 号，1931 年 10 月 1 日。

「レコードに依る聴き方指導の試み」第 380 号，1934 年 3 月 1 日。

「日記指導の実際」第 385 号，1934 年 8 月 1 日。

「公学校用国語読本改訂に関する私見」第 398 号，1935 年 9 月 1 日。

「童話構成指導—話し方の新生面—」第 411 号，1936 年 10 月 1 日。

「『ごっこ』指導の実際」第 414 号，1937 年 1 月 1 日。

「公学校用新国語読本の研究（上）—巻一の内容的方面の考察—」第 418 号，1937 年 5 月 1 日。

「公学校用新国語読本の研究（下）—巻一の内容的方面の考察—」第 419 号，1937 年 6 月 1 日。

「公学校用新国語読本の研究—形式的方面の考察—」第 421 号，1937 年 8 月 1 日。

「公学校用新国語読本各教材取扱の実際—十月分—」第 423 号，1937 年 10 月 1 日。

※「公学校用新国語読本各教材取扱の実際（六）—十一月分—」第 424 号，1937 年 11 月 1 日。

第 424 号の論文は目次では宋登才，本文では辻武夫（後述の『公学校用国語読本教授細目並に教材研究巻 1-2』の共同執筆で台北第一師範学校附属公学校の先輩訓導）が著者となっており，著者が宋でない誤記の可能性もあるが少なくとも深い関係を想定できる。

「公学校用新国語読本各教材取扱の実際（七）—十二月分—」第 425 号，1937 年 12 月 1 日。

「公学校用新国語読本各教材取扱の実際（九）—二月分—」第 427 号，1938 年 2 月 1 日。

「関東教育工作の先決問題」第 444 号，1939 年 7 月 1 日。

2. 『第一教育』（台湾子供世界社編）に掲載された宋登才の全 7 論文

「公学校硬筆書き方科教材とその取扱上の視点」第 8 巻第 8 号，1929 年 9 月 2 日。

「公一教育と公一児童（一）」第 10 巻第 4 号，1931 年 4 月 17 日。

「公一教育と公一児童（二）」第 10 巻第 5 号，1931 年 5 月 18 日。

「公一教育と公一児童（三）」第 10 巻第 6 号，1931 年 6 月 11 日。

「公一教育と公一児童（四）」第 10 巻第 7 号，1931 年 7 月 9 日。

「児童家庭との握手」第 10 巻第 10 号，1931 年 11 月 5 日。

「訓育上の問題三つ」第 10 巻第 11 号，1931 年 12 月 7 日。

3. 宋登才が執筆または執筆に深く関わったことが確実な 3 冊の著書

台北第一師範学校附属公学校研究部『公一の教育』新高堂書店，1933 年

宋登才『国語講習所教育の実際』台北第一師範学校附属公学校内光昭会出版部，1936 年 5 月。

辻武夫，宋登才『公学校用国語読本教授細目並に教材研究 巻 1-2』台北第一師範学校附属公学校，光昭会読方研究部，1938 年 3 月。

4. その他 2 論文

「『台語和訳修養講話』読後漫言」，台湾語通信研究会『語苑』第 29 巻 8 期，1936 年 8 月 15 日。

「帝都雜観」，台湾婦人社『台湾婦人界』第 5 巻 8 期，1938 年 8 月 1 日。